

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第65回理事会

平成14年11月

第 6 5 回 理事会次第

平成14年11月 7日 (木) 18:00～

ルポール麴町 (旧麴町会館) 3F

1. 定 足 数 報 告

2. 議事録署名人選出

3. 事務局からの現況報告等

- (1) 新事務所の選定について
- (2) 平成15年度概算要求状況について
- (3) 当面の事業予定について
- (4) 募金状況について

4. 議 事

- (1) 償い事業終了に関し、事業評価の進め方と基金事業報告パンフ小冊子③の扱い
- (2) 償い事業終了と今後 (フィリピン、韓国、台湾)

5. その他

資 料

ページ

【報告事項】

新事務所の選定	1
平成15年度概算要求状況	8
当面の事業予定	12
募金状況	15
インドネシア出張報告	16

【議案事項】

基金事業に関するワークショップ	26
償い事業終了と今後	27

2002.11.7

理事会報告

新 事 務 所 に つ い て

事務所の選定に当たっては、次の要件等を勘案して行った。

1. 賃貸借経費等選考物件の要件

- (1) 床面積規模は、現在の使用床面積規模とし、55坪～60坪の範囲であること。
- (2) 賃料の経費は、現在の賃料等予算の範囲内であること。（坪単価15,000円前後）
- (3) 中規模オフィスビルで、1フロア専有が望ましいこと。
- (4) 建物の建築構造上の諸設備、防火・防災等及び管理体制が良好であること。

2. 移転先地域の範囲

- (1) 千代田区、港区、中央区を範囲とし、交通等の利便性（最寄り駅等から徒歩概ね10分程度）及び所在地案内が分かり易い位置であること。
- (2) 公的機関、銀行、郵便局等が比較的近くに存し、往来が容易にできること。
- (3) 来訪者の車、呼び出し車両が一時停車・待機が出来る周辺道路状況にあること。
- (4) 建物の周辺が比較的静観なオフィス街で、繁華街をさけること。

3. 以上の観点に立って、虎の門エリア、平河町、永田町、麴町、番町、赤坂、四ツ谷周辺を候補地として物件を選考したが、前記要件（特に床面積、賃貸料等）に適合する物件が無く、候補地を九段方面広げて検討した。

4. その結果、事務局としては、別添資料の「相互九段南ビル」が、諸要件に適合している物件として、アジア女性基金の新事務所（候補）といたしたい。

アジア女性基金新事務所（候補）

14.11.7

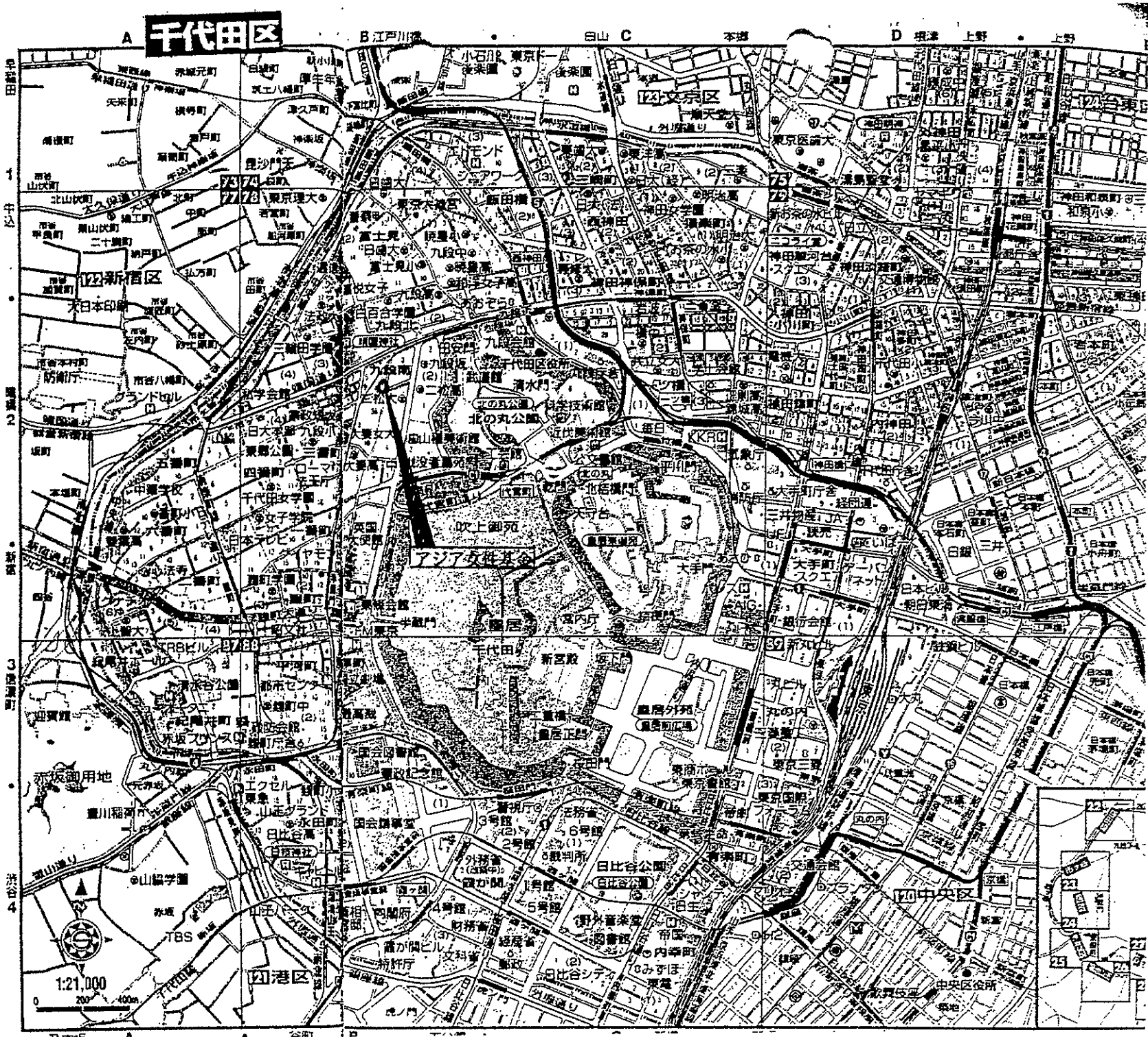
事務局

1. 物 件

- (1)所在地 東京都千代田区九段南二丁目7番6号 （位置図 別紙）
- (2)名 称 相互九段南ビル
- (3)管理者 相互ビルディング株式会社（所有：三菱信託）
- (4)規 模 56.08坪 （4階フロア専用）
- (5)賃貸借額（下記2）
- (6)契約期間 2年更新（更新に係る経費の発生はない）
- (7)最寄り駅 JR線、地下鉄（南北線、有楽町線、都営新宿線）市ヶ谷駅、徒歩約10分
地下鉄（東西線、半蔵門線）九段下駅 徒歩約8分
- (8)その他 ①物件周辺は中層ワイルド街、道路交差点に位置し案内が容易にできる。
②移転時期は、契約から概ね2か月程度後。（例 11/15契約→1月下旬）
③移転に伴う経費（間仕切り、引越し等）は、現貸し主の負担とする。

2. 賃借料等現在ビルとの比較

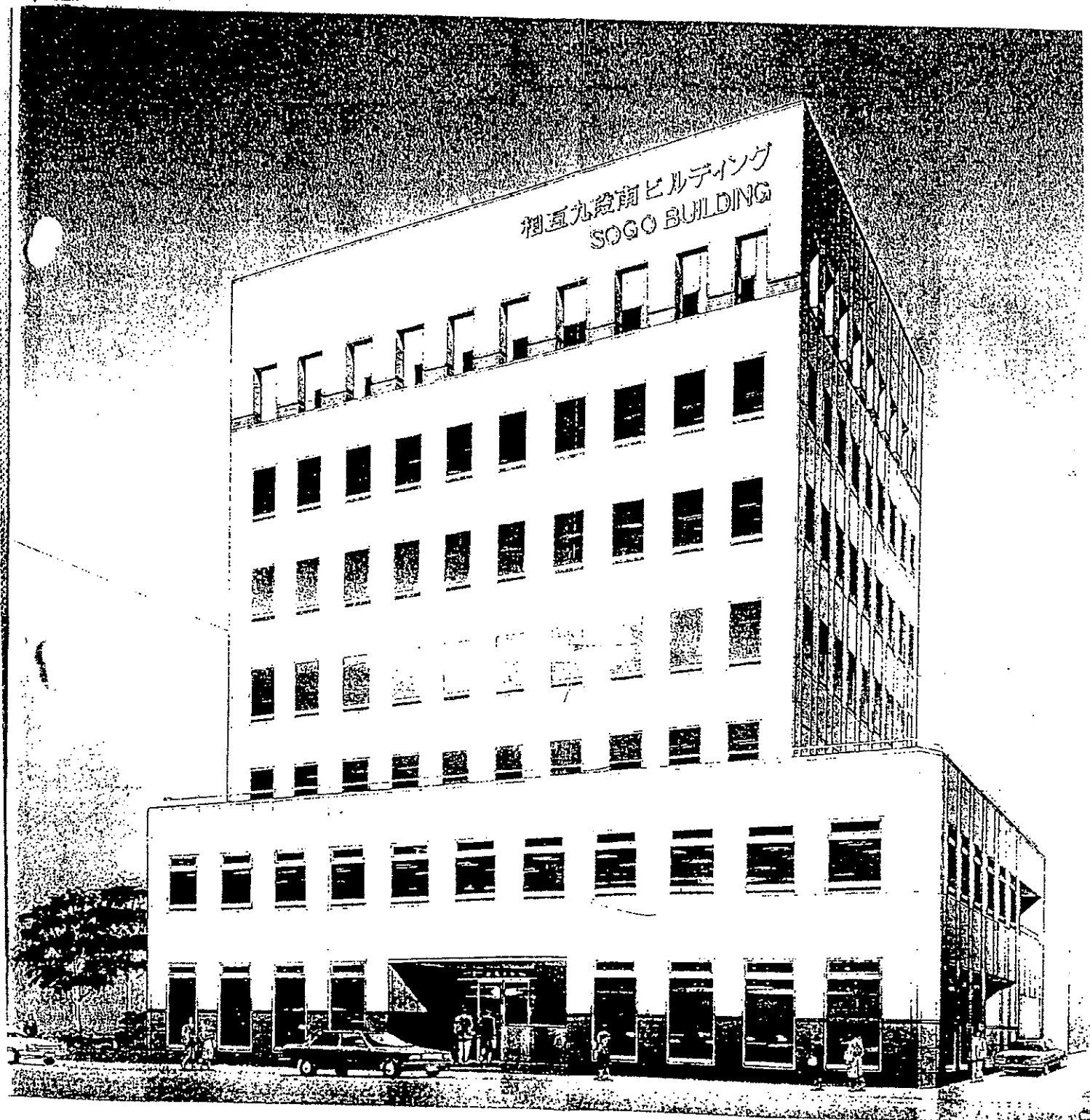
事 項	相互九段南ビル	赤坂7ネックス	比 較	備 考
交通の利便性	普 通	普 通	変わらない	最寄駅 10分
公的機関等との利便性	普 通	普 通	変わらない	
設備等（空調・光彩）	単独・良好	共同・普通	大変良い	窓側面多い 床下リフト
床面積規模	56.08坪	55.10坪	増 0.98坪	
経費 坪単価 賃 料	@13,000円	@15,000円	△ 2,000円	
共益費	@ 4,000円	@ 4,500円	△ 500円	
月 額 賃 料	729,040円	826,500円	△97,460円	
共益費	224,320円	247,950円	△23,630円	
年 間 経 費 計	11,440,320円	12,893,400円	△ 145万円	
保証金（預け金）	4,374,240円	な し	賃料12月分を6月分とした	



相互九段南ビルディング

INTELLIGENT BUILDING

建物外観



貸室条件表

(平成14年10月1日 現在)

相互九段南ビル

千代田区九段南2丁目7番6号 竣工：昭和63年

千代田区麹町1丁目7番地

相互ビルディング株式会社

営業部 TEL 03(3265)1381

階別	貸室	賃貸面積 m ² (坪)	敷 金		賃 料		用 途	備 考
			総 額	坪単価	総 額	坪単価		
4	全号室	185.41m ² (56.08坪)	4,374,240 8,748,480	20,000 156,000	729,040	13,000	事務室	個別空調・OA床 即入居可

単位：円

当ビルは、募集・管理業務受託物件です

1. 管 理 料 4,000円/坪

内訳 [換気調整費、昇降機運転維持費、共用部分衛生清掃費、共用諸施設維持補修費
保安警備費、管理事務費、等]

2. 敷 金 無利息。貸室明渡し後 90日経過した時点でご返還致します。

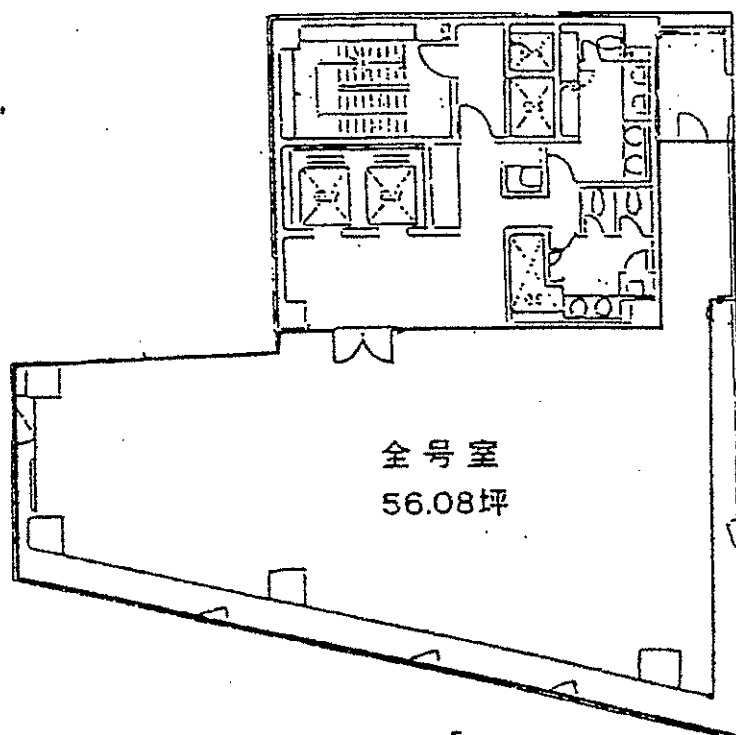
但し、上記期間内であっても新たに後継テナントが決まった場合は直ちにご返還致します。

3. 契約期間 2年間。更新可(更新料は不要)

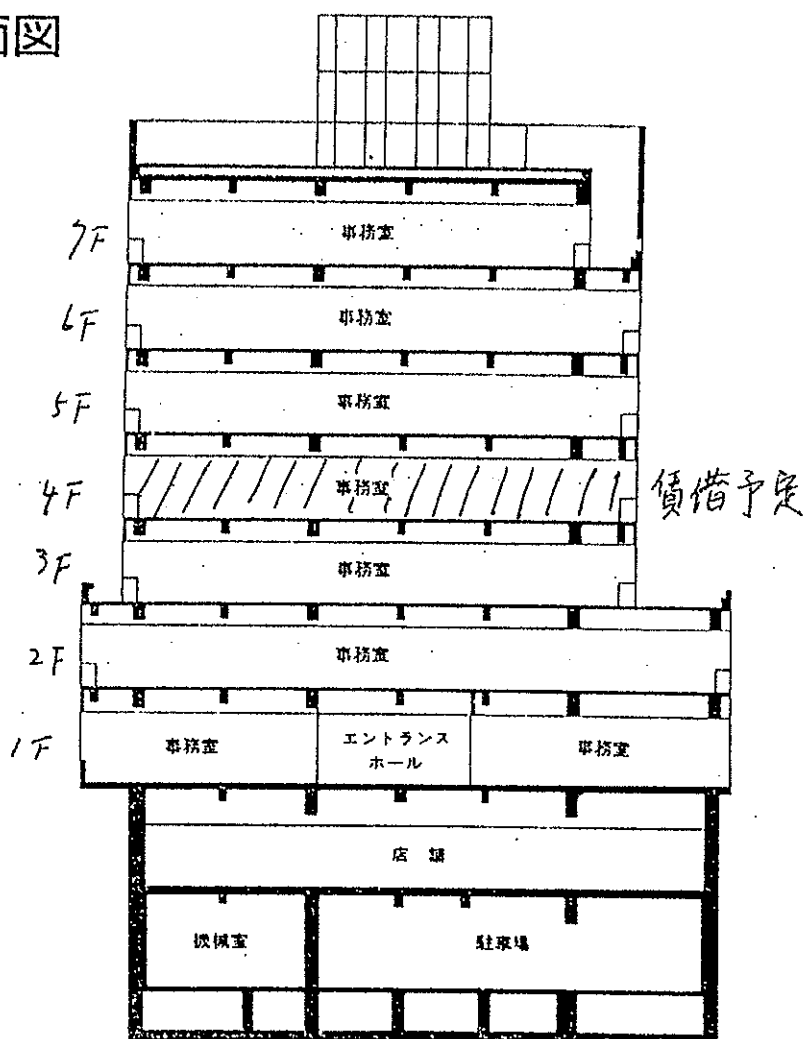
4. 賃貸面積 賃貸面積には専用面積の3%相当の共用負担面積が含まれます。

5. 消 費 税 別途ご負担をお願い致します。

上記条件の有効期間は、平成14年11月30日迄です。



●東側断面図



建築概要

名称 相互九段南ビルディング
 所在地 東京都千代田区九段南2丁目7番6号
 敷地面積 529.15㎡
 構造規模 鉄骨鉄筋コンクリート造
 地下2階地上7階塔屋1階
 建築面積 454.12㎡
 延床面積 3,033.73㎡
 仕上 外壁 アルミカーテンウォール(専任工法)
 内装 床 花崗岩貼(エントランスホール、1階通路)
 タイルカーペット(基準階:事務所、EVホール)
 壁 花崗岩貼(エントランスホール、1階通路)
 スチールパネル焼付塗装(基準階:事務所)
 (基準階:EVホール)
 天井 アルミパネル(エントランスホール、1階通路)
 珪藻吸音板(基準階:EVホール、事務所)

設計監理 大成建設株式会社
 施工 大成建設株式会社
 株式会社 中野組 (共同企業体)
 竣工 昭和63年4月30日

設備概要

電気設備 照明 基準階事務所500LX
 電源容量 6.6KV 50HZ 475KVA
 非常用電源 発電機125KVA
 衛生設備 給水 電力式、受水機(13㎡)
 給湯 個別式電気温水器(飲料・洗面)
 空調設備 熱源 地下1階
 1 階 空冷ヒートポンプチャージ
 基準階 空冷式パッケージ
 セットウォール
 中央監視設備 空調制御・監視・電気計測
 昇降機全自動
 防犯防災設備 監視用TV設備
 自動火災報知設備 非常放送設備
 誘導灯設備 非常照明設備
 屋内消火栓 八口消火設備
 スプリンクラー設備 避難放水管
 昇降機設備 乗用11人乗 2台
 駐車場設備 収容台数 7台

(参 考)

相互九段南ビル 入居テナント

- 7 F 公認会計士 (近々入居・手続中)
- 6 F ハックス・コーポレーション 各種セミナー運営
- 5 F マッシュイイベント 武道館関係
- 4 F (財) アジア女性基金 (予定)
- 3 F ファインアーツ エンターテイメント 外国ビデオ、映画の販売提供
- 2 F フォルシア・ジャパン フランス自動車部品
- 1 F (財) 剣道連盟
- B 1 レストラン
- B 2 駐車場、機械室

平成15年度予算の概算要求概要

1. 国庫補助金について

15年度の概算要求に当たっては、前年度に引き続き基金の運営に必要な経費及び女性の名誉と尊厳を守ることの重要性等に関する事業費について所要額を要求している。

要求額の積算に当たっては、フィリピン、韓国、台湾における償い事業終了に伴い、償い金に係る募金活動等に関する経費の削減（当然減）が余儀なくされるため、事業費については科目等の見直しを行い、特に「慰安婦」問題に関し、これらに関する資料・情報の収集、償い事業を通して集積した既存資料及び事業経過の記録等を整備し、歴史の教訓に資するために要する経費を含めて所要の額を要求している。

（参考）要求額 281,047 千円（前年度 329,626 千円）△14.7%

（別紙）

2. 医療・福祉支援事業費等（拠出金）について

アジア女性基金の平成13年度決算の結果、当該事業に係る予算に相当の繰越金があること等の理由により、14年度以降の医療・福祉支援事業費の執行に当たっては、既に交付済みの経費を使用することとされている。

なお、医療・福祉支援事業費は、平成14年度までにオランダ、フィリピン、韓国、台湾において事業が終了し、2007年3月までのインドネシアにおける高齢者福祉施設事業費についても、前記繰越金で対応できることから、15年度予算の要求はしないこととされた。

（参考）

拠出金

平成13年度決算繰越額	558,290 千円
14年度執行済額	110,835
インドネシア今後見込額	267,000
執行見込額 計	377,835
余剰見込額	180,455

注：余剰見込額は、その扱いについて政府に協議することとされている。

平成14年度

平成15年度 要求

運営経費	109,427			108,634
(1) 一般事務費	92,768	→	一般管理費	100,023
(2) 運営審議会等経費	3,607	↗	運営審議会等経費	4,572
(3) 民間支援会議関連事務費	1,202	↗	—	—
(4) 海外事情調査費	11,850	↘	海外事情調査費	4,039

女性啓発事業費	220,199			172,413
(1) 啓発事業費	151,270		啓発事業費	118,951
a 一般啓発事業経費	123,107	→	一般啓発経費	78,964
b Q&A作成事業経費	12,241	→	普及啓発資料作成経費	14,549
c 地方対策啓発事業経費	15,922	→	講演会等開催経費	25,438
(2) 事前防止事業費	53,706		事前防止事業費	37,321
a NGO支援事業経費	24,737	→	NGO支援経費	12,622
b 国際会議事業経費	17,834	→	国際会議等経費	24,699
c 調査研究事業経費	11,135	↘		
(3) 援助者育成研修事業	15,223	↘	調査研究事業費	16,141
			女性尊厳調査研究経費	6,295
			歴史教訓資料整備等経費	9,846

総計	329,626			281,047
----	---------	--	--	---------

平成 1 5 年 度 要 求 科 目 の 整 理 表

〔事項〕 女性アジア平和友好活動事業費等補助金

事 項	内 容 説 明	科 目 内 容 等
運 営 経 費	アジア女性基金の運営管理経費	
一 般 管 理 費		
人 件 費	職員給与、社会保険料等負担、退職手当引当金	
経 常 事 務 費	一般事務経費	旅費、庁費、建物質料
運 営 審 議 会 等 経 費	理事会、評議員会、運営審議会等役員会議	謝金、旅費、庁費
海 外 事 情 調 査 経 費	国連人権委員会出席等外国の状況把握	旅費、庁費
女 性 名 誉 尊 厳 事 業 費	アジア女性基金の事業実施経費	
啓 発 事 業 費		
一 般 啓 発 経 費	内外メディア、ホームページ等による広報・広告	庁費
普 及 啓 発 資 料 作 成 経 費	小冊子等の啓発資料の作成、配布	謝金、旅費、庁費
講 演 会 等 開 催 経 費	事業に関する講演会、研修会等の開催	謝金、旅費、招聘、庁費
事 前 防 止 事 業 費		
国 際 会 議 等 経 費	内外専門家、有識者等の会議等	謝金、旅費、招聘、庁費
N G O 支 援 経 費	女性の人権に関する事業に対する支援	謝金、旅費、庁費
調 査 研 究 事 業 費		
女 性 尊 厳 調 査 研 究 経 費	女性人権問題等に関する調査又は研究会	謝金、旅費、招聘、庁費
歴 史 教 訓 資 料 整 備 経 費	歴史の教訓に資する関係資料の整備等	謝金、旅費、招聘、庁費

(15年度要求参考)

(部内手持資料・取り注)

14.8.6

償い事業関係経費支出実績

平成13年度決算実績

関係国・地域訪問経費

フィリピン	2,214千円
韓 国	850
台 湾	623
オランダ	2,538

合計 6,225

募金活動等啓発経費

国内募金広告	67,492千円
各界募金ツール等	8,290
外 国 広 告	
比国(新聞)	461
台湾(新聞、TV制作)	10,461

合計 86,641

平成14年度(4月～7月まで)執行済

関係国・地域訪問経費

フィリピン	684千円
韓 国	1,211
台 湾	852

計 2,747

募金活動等啓発経費

国内募金広告	29,925千円
” 募金終了広告	48,510
外 国 広 告	
台湾(TV放映)	5,194

計 83,629

東京事業報告会

11月29日(金)

18:00~20:30

東京ウィメンズプラザホール(渋谷)

プログラム(案)

司会

18:00 理事長挨拶

18:15 「基金事業経過の報告」

18:35 パネルディスカッション(1)

「償いとは」「アジア女性基金の償い事業」
などを中心に

19:30 休憩

19:35 パネルディスカッション(2)

「なぜ、アジア女性基金に参加したか」
「終了に際して思うこと」などを中心に

質疑応答

20:30 終了

2002年度アジア女性基金事業報告会

日時	開催地、会場	協力団体	参加理事、委員 (敬称略)	参加者数
10月9日(水) 13:30~15:00	高崎市 市民会館(現代劇場)	高槻むくげの会	村山富市 伊勢桃代	50名
10月9日(水) 18:00~20:30	大阪市 RFP会館	大阪平和人権センター	村山富市 有馬真喜子 和田春樹	130名
10月23日(水) 17:30~19:00	山形市 文翔館 (山形県郷土館)	後援 山形新聞社 山形放送 連合山形	伊勢桃代 大沼保昭 下村満子 (司会 山形新聞 論説委員長)	40名 山形新聞、河 北新聞に記事 掲載
10月28日(月) 18:00~20:30	大分市 大分県労働福祉会 館ホール	大分県平和運動セ ンター 社民党大分県連 部落解放同盟大分 県連合	石原信雄 伊勢桃代 和田春樹 (司会 平和運動 センター事務局長)	190名
11月29日(金) 18:00~20:30	東京(渋谷表参道) 東京ウィメンズブ ラザ・ホール (定員250名)		村山富市	
12月5日(木) 14:30~17:00	鳥取市 県民文化会館 (定員190名)	自治労鳥取県本部	有馬真喜子 和田春樹 中嶋滋	

後期事業予定

2002 年

- 11 月 6、7 日 援助者育成研修会(日立市)
- 11 月 11～12 日 公開セミナーおよび援助者育成研修会(新居浜市)
- 11 月 13～21 日 援助者育成研修会「高度の相談をめざして」講師をマレーシアより
招聘 (東京)
- 11 月 16 日 公開フォーラム(東京)「日本と韓国－過去の記憶と未来への対話」
- 11 月 26 日 公開セミナー(日立市)「家庭内で暴力はなぜ起きるのか」
- 11 月 29 日 事業報告会 (渋谷表参道)
- 12 月 1～3 日 「紛争と女性」人道支援の国際専門家会議および公開フォーラム
(東京)
- 12 月 5 日 事業報告会(鳥取市)
- 12 月 6 日 公開セミナー(和歌山市)「家庭内で暴力はなぜ起きるのか」
- 12 月 10 日 援助者育成研修会(柏崎市)

2003 年

- 1 月 11～15 日 第3回「女性と司法」専門家会議 (マレーシア・ペナン市)
- 1 月 15、16 日 援助者育成研修会(島根市)
- 2 月 14～22 日 援助者育成研修会「医療現場を中心に」講師を米国より招聘(東京)
- 2 月 評価ワークショップ
- 3 月 基金ニュース発行

寄附金年度別収支状況

【部内資料】

14.10.31
(単位：円)

年 度	寄附金等収入					償い金支出及び対象人数				差引残高 ③－④
	寄附金	寄附金累計	利息	利息累計	収入累計 ①+②	当年度支出・人数		支出・人数累計		
		①		②	③		人	④	人	
7年度	219,772,701	219,772,701	21,745	21,745	219,794,446	-	-	-	-	219,794,446
8年度	211,790,069	431,562,770	301,170	322,915	431,885,685	36,000,000	18	36,000,000	18	395,885,685
9年度	9,097,368	440,660,138	980,038	1,302,953	441,963,091	104,000,000	52	140,000,000	70	301,963,091
10年度	2,441,541	443,101,679	790,954	2,093,907	445,195,586	94,015,984	47	234,015,984	117	211,179,602
11年度	1,420,159	444,521,838	257,620	2,351,527	446,873,365	92,001,200	46	326,017,184	163	120,856,181
12年度	83,603,344	528,125,182	96,008	2,447,535	530,572,717	24,000,000	12	350,017,184	175	180,555,533
13年度	27,574,758	555,699,940	50,416	2,497,951	558,197,891	76,000,000	38	426,017,184	213	132,180,707
14年度 14.4.1～10.31	6,959,540	562,659,480	2,310	2,500,261	565,159,741	142,063,232	71	568,080,416	284	△ 2,920,675

(注) 支出284名 568,000,000円、1名の送金保留中を含めると支出総額は、285名 570,080,416円で確定する。差引 △ 4,920,675
募金不足額は基本財産の一部を充当

I 日 時 平成 14 年 9 月 8 日 (日) ~ 9 月 16 日 (月)

II 出張者 グループ 1 (8 日 ~ 14 日) 叶 俊寛

(泉名外務省アジア大洋州局地域政策課事務官)

グループ 2 (8 日 ~ 16 日) 松田瑞穂、間仲智子

III 内 容

1 プジ・インドネシア社会省社会サービス・リハビリ総局長他との協議

(1) 日時 2002 (平成 14) 年 9 月 12 日 (木)

(2) 出席者

インドネシア側 プジ社会省社会サービス・リハビリ総局長、ムリヤンタ局長、シギャン氏、ニキ氏他 1 名

日本側 松田、叶、間仲、泉名事務官、谷書記官、石井理事官

(3) 協議内容

① 本件事業に係る中央政府と地方政府との役割について

- (基) 各地域によって建物に材料等差が生じているようだがなぜか。

→各地域によって建物に施設建設・備品整備に関して州政府の基準に基づいて州政府が入札を行い、中央政府が支払いを行う。基本的に支払いは工期終了後行われるが、段階に応じて支払いをすることもある。州政府によって集札の基準が異なっているので差が出てしまうこともあるが、落札の値段については中央政府が決めた一定の基準があるので、安くて質の悪いものが採用されることはない。

- (基) 基金が視察を行っていくには限度があり、これからも施設の状況について中央政府が注意を払ってほしい。

→以前は中央政府が行っていた職員の訓練を含めた施設の運営管理や視察は、地方政府に移行している。中央政府は地方政府に対し手助けを行っていくこととしている。しかし現在は地方自治への移行期にあり、予算の少ない地方があるのも事実である。

- 基金事業の交渉等は引き続き中央政府が行っていく。

② 本件事業全般について

- 現在インドネシアにある 157 の高齢者福祉施設のうち 88 は現地の社会(その他 69 は政府)が運営を行っている。基金の資金によって建設された施設もその中に含まれる。インドネシア政府の「慰安婦」問題に関する施策は今後とも変わりなく、「MOU」に基づき「慰安婦」被害者だけを対象とした事業でなく高齢者福祉支援事業を行っていく。

- 5 年度分の事業として西スマトラ州、南スマトラ州、西ジャワ州、東カリマンタン州、西カリマンタン州、北スラウェシ州、南スラウェシ州の 7 州に計 12 ヶ所の施設建設を計画中である。計画書が整い次第送付する。なお、第 3、4 年度に計画されたバリの施設の建設は来月から行われ、今年中には完成

する見込み。

- 視察を行った施設の評価を社会省に知らせてもらえれば、今後参考にしていきたい。基金より視察した施設にヒビなど欠陥があったことを報告すると、社会省側よりスタッフを派遣して確認したいとの返答があった。
- 入居者の食費については1人当たり1日 11,000Rp/5,000Rp/3,000Rp 等各地域の状況に応じて援助しており、中央政府のサポートの下、その管理は州政府・地方政府が行っている。物価の変動に伴い、1,750Rp の燃料費値上がり分の追加を行ったが、2003 年には 3,000Rp の追加を予定している。
- (基) 現在この事業に対して、批判的な日本の国会議員、NGO 等の関心が高まっている。また基金はこれまで政権交代のたびに MOU 維持の確認を行ってきた。しかし本年2月にその日本の国会議員が社会省を訪れた際には、インドネシア政府は国会議員たちの話を支持していたと、直接その議員から聞いたが真意は。

→国会議員との会談があったことは事実である。

社会省大臣がメガワティ大統領宛に「慰安婦」問題に関する施策について問い合わせの書簡を送ったが今のところ返信はない。返信がない以上、インドネシア政府の「慰安婦」問題に関する施策については従来通りで変更はない。MOU 締結時のスハルト政権と違い現政権は民主的である。国内の NGO から日本からの支援を直接被害者に分けてほしいとの要望もある。現在社会省は NGO に対し本問題に関しては基金との MOU に拘束されていると答えている。またこれからも拘束されと考えている。インドネシア外務省としても日本とインドネシアの関係を尊重し、仮に日本政府が NGO などから MOU 変更の要求を受け、日本政府がイニシアティブをもって行うことであれば、インドネシア政府も従う。(基金に対しようした発言はこれまでなかった。)

- ジョグ・ジャカルタにある NGO より1万人の「慰安婦」に関するデータがきているが、信憑性に欠ける。正確な情報、データの入手は困難である旨、近々発表する予定である。

(4) 協議を通じて

- ① 施設の現状について基金側から報告し、中央政府から視察に派遣された役人を交えて意見交換を行うことができ大変有意義であった。地域差についても改めて認識したようである。今後もこうした施設の評価や改善の協議を社会省と行っていくことが必要であると思われる。
- ② MOU の変更について受け入れる余地があるとした発言があり、インドネシア政府の MOU に対する考え方に変化があるように思われる。
- ③ 今後は従来の MOU で建築を予定している施設建設事業に加え、高齢者施設群全体の改修・改築も含め柔軟でより高齢者に配慮した対応への事業を社会省と協議していく必要があると思われる。

2 高齢者福祉施設の訪問

《グループ1》

(1) 高齢者福祉施設「WARGADAMA」(ワルガタマ・第2年度)

① 訪問日時：9月10日(火)

② 訪問者：叶、泉名、通訳

③ 場所について：

南スマトラ州バレンバン市内より、車で1時間くらいのところにある。(バレンバンは、ジャカルタから飛行機で約1時間)バレンバンは、戦前、日本軍のバレンバン防衛隊(司令部)が配置されたところ。

④ 施設について

- 「ワルガ・タマ」とは、インドネシア語で「尊敬すべき人たち」という意味との由。
- 同施設は第2年度(1998/99)に建てられた。総敷地面積2000㎡に6つの住居棟と事務所棟などからなっている。施設の定員90名(男48名、女42名)。
- 職員は、常勤者5名を含め19名。
- ムザキル所長(男性)の話によると、AWFの建物は定員12名、当初は、定員通りいたが、2001年12月、2002年1月にそれぞれ85歳と79歳の女性が亡くなった。現在は10名。
- 建物の壁には、アジア女性基金支援の建物である旨の標記があった。
- 同施設は、衛生面、管理面はとても良かった。施設内の道も石畳で、草木もしっかりと管理されていた。

⑤ 入居者とその生活について

- インタビューは叶わなかったが、元「慰安婦」の方が1名入居されている。彼女は、建物の前で日本の歌を二曲歌った。(軍歌と「仰げば尊し」)詩とメロディーがはっきりとしていた。
- 同施設の入居者は、村長の推薦によるもの。村長のところには、入居対象者のリストがあるとの説明。
- 市内の病院の協力により、2週間に一度医師がくる。
- 食事は3食とスナック。施設全体のものをつくり、各棟に配膳する。
- 他の支援団体から食料、衣服の提供を受けている。

※ 同席していた州社会事務所の担当官の誘いにより、同市内の別の施設(車で30分くらいのところ)を見学することになった。

施設名はトゥラタイ(TERATAI)1970年に日本のOECFで建てられたものとの説明。建物は4室からなり、1室に12名入居されている。(入居者49名)

職員は、ハラティナ所長(常勤)を含め6名。ハラティナ所長の話によると、この施設はAWFの支援を受けていない。その後の支援はなく、改築改修がされていないとの話。率直に言って、建物は傷みが激しく、施設内は衛生的とはいえない。敷地内の草木も管理されていない。

(2) 高齢者福祉施設「BUDILUHOR」(ブディ・ルフル・第3、4年度)

① 訪問日時：9月11日(水)

② 訪問者：叶、泉名、石井豊在インドネシア日本大使館理事官

③ 場所について：

ジャカルタよりベンクルには、飛行機で1時間。そのベンクルより、車で北に山々を越え、4時間のところに施設はある。

④ 施設について

- 第3・4年度(2000/01)に建てられた。
- ズワイニー所長の話によると、5000 m²の敷地のなかに、6棟の施設があり、その中の1棟がAWF支援の建物であるとのこと。(建物には、サクラと標記されていた)
- 全体の施設定員は、60名(現在、男性25名、女性25名)。AWF棟は、定員12名で、現在定員の12名(全員女性)が入居されている。
- 同施設の建物は、OECFの支援の下、1983年より順次建物が建てられたが、その後の改築改修はあまりされていないとの説明。
- AWF支援の建物は、2001年8月に完成したとの話だが、壁のあちこちに亀裂があった。
- 所長の要望として、建物の改築改修への支援。交通手段として、車(救急車でもいい)の支援をとの要望がだされた。

⑤ 入居者とその生活について

- 入居者のプロセスは、①経済的に困窮している家族からの申し出。②職員が山村や農村で探してくる。③区長や村長が推薦するもの等である。困ったもので、なかには、病気になったメイドを連れてくるものもあるとの説明。
- 州社会事務所の担当官の話では、1名の元「慰安婦」の方がいるとの説明。現在、彼女は記憶があいまいで、介護が必要な状態。AWFの施設には入居されていないとのこと。
- 彼女こそ、AWFの建物に優先して入居させるべき対象者ではないかとの質問に「他の人たちの負担が大きい」との理由から、別棟に一人入居しているとの説明。
- 1週間に2回、市の保健局の看護婦が来て、入居者の健康をチェックしている。
- 施設備品などについて質問したところ、AWFには、8台の車椅子購入との報告になっているが、実際には、3台しかなかった。理由を聞くと現在は必要がないので、車椅子の残りの費用で芝刈り機を購入したとの説明。福祉施設には、将来にわたって車椅子は必要ではないかとの質問に、「そうだが、いまは施設管理面から、芝刈り機がぜひ必要だ」との答えだった。当方より計画変更の際には事前に報告するよう注意しておいた。

(3) 高齢者福祉施設「BUDHIDHARMA」(ブディ・ダルマ・第3、4年度)

① 訪問日時：9月13日(金)

② 訪問者：叶、泉名、浜城江里子在インドネシア日本大使館理事官

③ 場所について：

同施設は、ジャカルタ市内より、車で1時間30分のところにある。

④ 施設について

- AWFの建物は、第3・4年度(2000/01)に建てられた。
- 同施設群は、膨大な敷地(16ha)を有し、三つの施設群(ホームレスの収容施設と中間施設及びAWF棟)からなっている。
- 特にAWFの建物には、他に類するものがないくらいに、設備(一人一部屋、シャワー、トイレ付、ベッド、タンスも他の施設より数段良い)が備えられていた。建物も立派であった。
- ザビ所長の話では、AWFの建物は定員12名。現在5名(女性4名。男性1名)の方が入居されているとのこと。
- ザビ所長の要望は、オルガンやラジオを支援してほしいとの話だった。
- 今年2月に、同施設を伊勢専務理事事務局長、大沼理事が訪ねられた。
- また同2月には、岡崎トミ子、田嶋陽子、吉川春子各参議院議員も訪問し、入居者とも話をしている。

⑤ 入居者とその生活について

- ザビ所長(元社会省本省職員)がそれぞれの話を聞いてほしいとのことだったので、入居者5名にインタビューができた。

【スカエシさん(65歳、女性、西ジャワ出身)】

1942年、13歳のとき、若い日本の軍人が私を追っかけまわした。私が16歳のとき、彼は日本に帰ってしまった。情けない。

【スニアティさん(74歳、女性、中部ジャワ)】

1942年、日本の紡績工場で働いていた。たくさんの日本兵に追っかけられた。

二人の兄の内、一人は強制労働の末、死亡。もう一人は帰ってこない。

【サオダさん(74歳、女性、西ジャワ出身)】

私は被害者。施設に入れて嬉しいが不十分だ。補償(金)を要求する。

2月にきた、日本の国会議員にもそのことを伝えた。

【マサコさん(72歳、女性)】

13歳でスラバヤの海軍基地の日本兵、ムラタカシさんと親しくなり、結婚するはずだったが、彼は日本に帰ってしまった。

【男性、70歳代】

日本船で働いていたが、その船が沈没した。九死に一生をえたが、被害者として補償してほしい。

(4) 高齢者福祉施設「BUDIDAYA」(ブディ・ダヤ・第3、4年度)

① 訪問日時：9月13日(金)

② 訪問者：叶、泉名、浜城在インドネシア日本大使館理事官

③ 場所について：

同施設は、ブディ・ダルマ(西ジャワ州ブカシ)より、車で1時間のところにある。

④ 施設について

- 第3・4年度(1999年/2000年)に建てられた。
 - 同施設群は、総敷地面積 6510 m²の敷地のなかに、10棟(居住棟5、台所1、保健室1、集会所1、事務所1、お祈りの部屋1)の施設があり、その中の1棟がAWF支援の建物(180 m²)である。
 - AWF支援費用で、AWF棟の横に給水棟を設置した。
 - 施設定員は60名、うちAWF棟定員は16名(男性5名、女性11名)。
- ⑤ 入居者とその生活について
- この施設群には、長い人で21年、短い人で3年入居している。
 - 入居者は、①家族が連れてきた者、②自発的にきた者、③ホームレスのもの、④州政府が連れてきた者である。
 - 戦争被害者、元兵補の者も入居している。一人の女性被害者が当時の話をした。
 - AWFの建物のガス台、冷蔵庫、洗濯機は、新品で使われていないのではないかとの質問に、所長は、今日のAWFの視察ために用意した、申し訳ないと話した。その上で、指定された備品以外に、われわれ施設側で必要な備品を購入できないかとの要望があった。

《グループ2》

(5) 高齢者福祉施設「JIWA BARU」(ジワバル・第3、4年度)

- ① 訪問日時 2002(平成14)年9月9日(月)
- ② 訪問者
松田、間仲、谷在インドネシア日本大使館一等書記官、インドネシア社会省より ニキ氏、西ジャワ州事務所よりブルダンシア局長、ニナ氏。
- ③ 場所について
西ジャワ州バンドウンより車で1時間半ほど。1942年に日本軍が上陸。この施設のあるガルットには日本軍司令部があった。(バンドウンはジャカルタから飛行機で30分。)
- ④ 施設について
 - 「JIWA BARU」とは「新しい命」の意を表すインドネシア語である。
 - 1921年に貧困者のための施設として設立された高齢者福祉施設群の中に建っている。
 - 敷地全体の面積は1,000 m²、うち基金の事業により建設した施設は180 m²。敷地の中に講堂、モスクもある。
 - 1棟に2人部屋が8部屋あり、応接間(皆が集まってテレビを觀賞、歓談等できる場所)、食堂があり、訪問時には入居者の方は応接間に集まっていた。
 - 施設の周りは住宅が多く、施設の隣は病院医師の宿舎。
 - エンデン(MS.)施設長のもと、26名のスタッフがあり、パラメディカル(医療従事者)も常勤している。
- ⑤ 入居者とその生活について
 - 全施設の定員は75名。最低年齢条件は65歳。基金の建物の入居者は、現在72歳か

ら 100 歳の男性 3 名、女性 13 名の計 16 名。入居者の出身地はバンドゥン、ガルット、タシクマラヤの他、北海岸のインドラマユとなっている。家族がある方もいるが、経済的に困窮していて同居できない状況にある。家族の面会、また入居者の家族訪問も行われている。

- 食事は提供され、皆で食べる。また自炊も可能である。
- 棟毎にパラメディカルが健康診断を行っており、公立病院に行くこともできる。
- 毎週火曜日の朝は揃ってエクササイズを行う。また健康のため石の上を裸足で歩くことも行っている。
- かつて兵補であったという男性も入居していた。

(5)

(6) 高齢者福祉施設「NIRWANA PURI」(ニルワナプリ・第 2 年度)

① 訪問日時 2002 (平成 14 年) 9 月 11 日 (水)

② 訪問者

松田、間仲、和田インドネシア日本大使館参事官、インドネシア社会省よりシギャン氏、東カリマンタン州事務所員、通訳。

③ 場所について

東カリマンタン州バリクパパンより車で 3 時間ほど行ったサマリンドにある。バリクパパン周辺は日本軍が資源 (原油) を狙い、上陸した場所である。(バリクパパンはジャカルタより飛行機で約 2 時間。)

④ 施設について

- 「NIRWANA PURI」とは「天国の施設」という意を表すインドネシア語である。
- 1978 年、4 つの施設から始まった。地方政府の敷地の中に、現在は 16 の施設があり、内訳は OECF 資金援助による建物が 7、州政府資金によるものが 8、基金の資金による建物が 1 つとなっている。基金の資金による建物の名前は「SAKURA」。
- 敷地全体の面積は 2.8 ヘクタール。
- 部屋は 2 人部屋となっており、共同の食堂、応接間などある。
- ベレ アリ (MR.) 施設長のもと、39 名の職員がおり、うち政府の職員が 17 名、他常勤の職員が 22 名となっている。

⑤ 入居者とその生活について

- 全施設の定員は 100 名、入居条件は、60 歳以上で家族をもたない貧困の方となっている。基金の施設の現在の入居者は 64 歳～97 歳の男性 3 名、女性 4 名の 7 名。「慰安婦」被害者も数名入居していたがすでに死亡している。バリクパパン出身の入居者が多い。身寄りのない入居者は 5 名。
- 食事は提供され、各棟ごとに食堂で揃って食べる。
- 週 1 回は検診がある上、24 時間看護婦が勤務している。費用については地方政府が負担している。
- 週に 3 回、皆で体操を行っている。

(7) 高齢者福祉施設「DHARMA BHAKTI」(ダルマバクティ・第3、4年度)

① 訪問日時 2002(平成14年)9月13日(金)

② 訪問者

松田、間仲、インドネシア社会省よりセティワン氏、中部ジャワ州事務所よりムワルディ氏、プラワロ氏、ニニック氏、通訳。

③ 場所について

中部ジャワ州ソロより車で30分ほど行った所にある。日本軍の駐留地である。
(ソロはジャカルタより飛行機で1時間。)

④ 施設について

- 「DHARMA BHAKTI」とは「誠実な気持ち」を意を表するインドネシア語である。
- 1921年に創設された。以前宮殿の召使が使用していた宿舎を利用している施設群の中に建設されている。基金の施設は目だって新しく、建築様式も違っている。
- 敷地全体の面積は3.5 km²、うち基金の事業により建設した施設は180 m²。敷地の中にはモスクを含めて7棟ある。
- 基金の資金による施設には2人部屋が8部屋あり、現在1部屋を医務室に使用している。
- テギミン(Mr.)施設長のもと、10名の職員がおり、うち政府の職員は7名。常勤のソーシャルワーカーの他、医療士も週に2回勤務している。

⑤ 入居者とその生活について

- 全施設の入居者は85名。うち基金の施設は65歳から80歳までの女性ばかり14名。90%の方がホームレスで面会もない。路上生活をしていて警察に連れて来られた方、ソーシャルワーカーの巡回によって入居した方、がいる。ソロ出身の入居者が中心。
- 「慰安婦」がいるという人もいるが、プライバシーの問題であり、本人は言いたがらないものである。元「慰安婦」と思われる人が、かつて1人入居していたが死亡した。また日本軍が連れて来たタイ出身の男性も入居している他、元兵補の夫人も入居している。
- 食事は提供され、食堂で食べられる人は皆で揃って食べるが、病人や寝たきりの入居者は各自部屋で食べる。
- 医療士が週に2回検診をするほか、病院に連れて行くこともある。
- 週に1度のエクササイズ的时间、週に2回のウォーキングの時間を設けているほか、編み物や宗教活動を行う時間もある。
- 1日1人当たりの食費として地方政府から3,500Rp.(ルピア)、ダルマيس財団から2,500Rp.送金があるが60名分しか賄えないので、手芸品などを売り不足分を補っている。
- 施設長デギミン氏と入居者の大変友好的、家族的な関係が見てとれる場面があった。
- 基金施設の入居者から自分たちの施設は大変立派なので他の施設もこのようにしてあげてほしいとの要望があった。

(8) 高齢者福祉施設「WENING WARDOYO」（ウェニンワルドヨ・初年度）

① 訪問日時 2002（平成14年）9月13日（金）

② 訪問者

松田、間仲、インドネシア社会省よりセティワン氏、中部ジャワ州事務所よりムワルディ氏、プラワロ氏、ニニック氏、通訳。

③ 場所について

中部ジャワ州セマランより車で1時間弱。日本軍の駐留地である。（セマランはジャカルタより飛行機で1時間。）

④ 施設について

- 「WENING WARDOYO」とは「静かでないところ」の意を表すインドネシア語である。
- 1978年、社会省が始めた施設である。
- 敷地全体の面積は8,000㎡ある。アクティビティーセンターや職員の宿舎を含め13の施設がある。
- 基金の施設には2人部屋が6部屋がある。
- 周辺は農家のような家が多い。少し道を出ると商店も並ぶ大きな道がある。
- アニエク（MS）施設長のもと、政府の職員が32名、そのほか現地採用の職員が8名おり、運転手や料理人、警備員などをしている。

⑤ 入居者とその生活について

- 全施設の定員は120名であるが、政府から来る予算が少ないため最高100名しか入居できない状態にある。基金の施設には12名の定員のところ、現在8名が入居。職員も一緒に入居している。入居者の補充を行わないのか尋ねたところ、基金の施設には「慰安婦」被害者しか入居させないこととしているため、入居の補充は難しいとのこと。これはこれまで視察を行った施設で初めてのケースである。なお、入居者の出身地としては、5人がスマランの他、ケンダリ、パティ、ウンガランの出身者もいる。
- 入居者の全員が女性で年齢は70歳から82歳。家族を持っていない人がほとんどで面会も無い。入居者が施設を自ら訪れ入居するケース、近所の人に連れられて来たケースなどがある。8名のうち2名が失明している。
- 食事は提供され皆で食べている。
- 看護婦が週に2回やって来る他、スマランにあるカリアディ病院と提携し検診を行っており症状がひどい場合には入院させている。
- 毎日朝体操を行っている。
- 施設職員から以下の要望があった。
 - 医療費にもっと援助がほしい。
 - 点滴をするための器具など簡単な医療器具がほしい。
 - トイレをいわゆる和式から洋式に改築したい。手すりが無い。
 - 車椅子が足りない。

水浴び場に手すりがほしい。

- 入居者からは施設の食事は毎日同じメニューの繰り返しなので変化がほしいと要望があった。

(9) 施設視察を通じて

- ① これまでインドネシア側は「慰安婦」個人を特定することは不可能という立場をとり、施設の中に被害者が入居しているかどうかさえ、明らかにしてこなかったが、今回視察を行った施設ではインドネシア社会省職員、現地施設職員ともに先方より「慰安婦」被害者が入居している、あるいは入居していたことをしきりに説明した。
- ② ほとんどの基金の施設が施設群の中に建設されているため、基金の建物だけが突出することなく平均的に整備されていることが望ましいと思われた。
- ③ 地方分権に伴い地方によっては食費・医療費の支援が不足しているとのことであり、可能な限り社会省に改善を要請していくことが必要ではないかと思われた。
- ④ 報告書のリストに記載されていた備品が揃っていない、又は使われていない（例えばダンボールに入ったままのガスコンロ）施設もあった。社会省作成の基準をもとに購入したものの使用しないことが多いようである。基準作りにおいても現地の要望がより反映されるような基準作りを要請することが必要と思われた。

基金事業に関するワークショップ

1. 基金事業評価に関するワークショップについては、企画グループを設けることとし、その委員選考については理事長に任された。理事長は以下の理事、運審委員を任命された。横田、有馬、大沼、和田、伊勢。
2. 日程の調整が難航したが、2回のグループ会合が行われた。10月4日には横田運審委員長と大沼理事の会合。11月1日には以上全員の会合が行われた。
3. 日程としては以下の選択肢が挙げられた。
 - (A) 2003年2月9日(日)、10日(月)、11日(火)
 - (B) 2003年2月14日(金)、15日(土)、16日(日)
 - (C) 2003年1月31日(金)、2月1日(土)、2日(日)
 - (D) 2003年2月12日(水)、13日(木)、14日(金)
 - (E) 2003年2月21日(金)、22日(土)、23日(日)
4. 場所は東京とされた。
5. 現在あげられているメンバーは以下のとおり
 - Warzazi
 - Daes
 - Irie (駄目な場合) John Dower
 - Goonesekere (new)
 - US
 - Human Rights Watch ワシントン代表 Mike Jendrzecick (横田委員長から住所)
 - ヘラルド氏 (元副大統領候補)
 - 韓国
 - ソウル大学 社会学 鄭 鎮星
 - 日本
 - (A) 橋爪大二郎、福田和也、桜井良子、長谷川三千子、秦郁彦
 - (B) 田中明彦、石井米雄、松山、北岡伸一
 - (C) 上野千鶴子、吉見義明、金英姫、阿部浩己、田中ゆき
6. 資料
 - いわゆるパンフ③を完了させ、英訳をし、基本資料とする。
7. 構成
 - 司会は大沼・横田で1日ずつを担当
 - 理事や運審役員の方々には情報の提供などをお願いする。

償い事業 — 今後のケアについて

「今後のケア」の対象は？

- a) アジア女性基金の償い事業を受け取った元「慰安婦」285名
- b) 「償い金」事業を受け取っていない元「慰安婦」
- c) 全体

1) アジア女性基金の償い事業を受け取った285名の元「慰安婦」への今後のケア

個人を対象とした金銭的な援助、サービス等は終了した。しかし、いままでの償い事業に付帯する事務の範囲で、以下の項目は2003年度概算要求をしている。

- ① 特設電話連絡の継続(韓国)
- ② 償い事業報告書など歴史の教訓に資する資料の整備

2) 支援団体等からの要望

- ① おばあさん達の緊急ケア問題について(韓国)
- ② 歴史の教訓事業の具体化(韓国) — 資料展示センターの開設
- ③ 医療福祉事業の継続的具体化(韓国) — 医療・福祉プログラムおよび医療センターの設置
- ④ 交流センターの建設(韓国)
- ⑤ 韓国遺族会がすすめる「平和公園」事業について(韓国)
- ⑥ 薬の配布(台湾)

3) その他の要望

- ① 年一回程度の見舞い金の可能性(台湾)
- ② 現地協力者の巡回ケア(台湾)
- ③ 葬儀への対応(フィリピン、韓国、台湾)

(要望書添付)

韓国遺族会面談要望のお願い

女性のためのアジア国民平和基金御中

韓国太平洋戦争犠牲者遺族会
日本の戦後責任をハッキリさせる会

面談内容

- (1) おばあさん達の緊急ケア問題について
- (2) 歴史の教訓事業の具体化について
- (3) 医療福祉事業の継続的具體化について
- (4) 韓国遺族会がすすめる『平和公園』事業について

上記の内容について面談を要望いたしますので、よろしく御配慮ください。

遺族会参席者

- 金 鍾大遺族会会長
- 沈 美子元慰安婦、ムグンファ親睦会代表
- 梁 順任遺族会名誉会長
- 金 泰仙ソウル支部長
- 金 正玉全南支部長

ハッキリ会参席者

日村敬子ほか数名

野名瀬

2002年7月8日

2002年5月22日

財団法人女性のためのアジア平和国民基金 御中

理事長 村山 富市 様

(社)韓国・太平洋戦争犠牲者遺族会

日本の戦後責任をハッキリさせる会

「従軍慰安婦」緊急支援と戦後補償を求める高槻市民の会

高槻むくげの会

日本に具体的な戦後の対処を求める韓国の元「慰安婦」などの被害当事者団体と、その支援・共同行動を行ってきた私たちは、「基金反対運動」ではなく、日本政府の補償を基本的前提としながら、問題や不十分さはあっても具体化した「基金」をより前進させ、有効な一歩とさせたいと考えてきました。結果として、それを受ける・受けな

いを決めるのは被害当事者であるとの姿勢をとりました。

アジア女性基金の韓国事業の受付終了したいま、皆様方に、以下の要請をいたします。

要 請

1. 「基金」償いの事業——韓国での事業について、現状の説明をお願いいたします。

2. 元「慰安婦」らに対する、現在の「基金」の姿勢、考え方をうかがいます。

3. 申請・実施を終了した後、「基金」は「慰安婦」問題にどのように取り組む方針か、うかがわせてください。

1) 事実調査、資料整備、それらを歴史に残す施策の実施を要望します

2) 生存者へのなんらかのケアについて、「基金」と政府に実施策を要望します

4. 「慰安婦」問題を含めて、日韓その他関係国との間で、戦後の日本の対処が依然重要な課題です。

さらに未来に向けて、信頼回復と交流推進のプログラムが必要だと考えます。

「基金」は、そうした計画の実現を政府に働きかけるなど、つよく推進していただきたい。

1) 交流センター(集会・研修室、資料サービスなど。体験者たちと日本・韓国の若い人たちの懇談交流…)。あわせて、居住・医療施設(宿泊なども)の実現を要望いたします。

【台湾現地関係者との意見交換を終え、今後の課題と提案】

★ 2002年6月、理事会・運営審議会提出の出張報告書より

1. 償い金を受取った被害者は基金に対し強い親近感を持ち、基金職員との交流を晩年の大切な生きがいの支えと感ずる関係が発生している。この深い親近感を一挙に絶つことは耐え難い。よってたとえば年に一度の最小限の見舞金にせよ、基金職員が彼女達の家を訪ねて手渡すことが、将来ともに必要である。最小限この活動のための金額は保証されるべきと考える。
2. 上記と同じ理由により、たとえば年に一度基金職員が訪台し、交流を行うための費用を予算化することを提案したい。これらは柳本氏の提案でもある。
3. 被害事実に関するオーラルヒストリーの蓄積は重要であり、基金事業の使命とも考える。当面の作業として、台湾在住のビデオジャーナリストである 氏に委託を行い、証言記録の制作にかかる交通費その他の諸経費を支払うことを提案したい。氏が各被害者を訪ねて会話を交わすことによって、被害者の孤独感もひととき癒されるし、基金と被害者間の交流を間接的に継続することも可能になるという利点がある。
4. 台湾において、「女性」の「戦争被害者」に対するなんらかのプログラムを立ち上げることを提案したい。婦援会との対立により実際に基金事業の対象となったのは結果的にごく一部の被害者となったが、新たなプログラムによって、婦援会との対立に影響されない（婦援会の認定を必要としない）事業を展開させることが可能となる。事業を「女性の戦争被害者」とすることにより、償い金を受取った被害者もその他の被害者も広くカバーされる。これは頼弁護士の提案でもあるが、基金（や日本政府）の体力・能力により実現可能性がちがってくることを氏は承知している。
5. 上記の新規プログラムの対象は、当面、第二次世界大戦の被害者に限るとして、将来的には世界各地（たとえば旧ユーゴやアフガニスタン）の紛争下で被害を受けた女性への救済事業へと発展させていきたい。このテーマは基金の存在意義と深く結びつき、また国連での審議状況に照らしても、日本政府の利益ともなると考える。

以上

関係資料

戦後補償ネットワークFAX

1-6

新聞切り抜き 「慰安婦」・戦後問題関連

7-11

新聞切り抜き 女性・人権問題関連

12-33

新聞切り抜き AWF関連

34-42

戦後補償実現！ F A X 速報 No. 393 2002.10.10.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301

■FAX:03(3237)0287 ■TEL:03(3237)0217 ■URL: members.aol.com/sengohoshofax

■受信料：月額500円(切手可) ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」

■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 ■E-mail:cfcrtyo@aol.com

◆岡崎・田嶋参院議員ら台北を訪問。台湾元「慰安婦」立法委員らに法案を説明・意見交換

参議院で継続審議となっている「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」の提案者の岡崎トミ子・田嶋陽子参院議員は9月30日から10月2日まで台北を訪れ、台湾の元「慰安婦」や立法委員(国会議員)、行政院・外交部、NGO関係者らと会い、同法案の審議状況について説明、「慰安婦」問題の早期解決に向けて意見・情報交換した。1日会談した江丙坤立法院副院長(副議長)、江綺雯外交委員長らは日本の法案を支持する決議案提出に前向きな姿勢を示した。また劉世芳行政院秘書長(官房長官)、邱榮男外交部次長(外務次官)も早期解決に期待を表明した。日台の議員と被害者が一緒に行った記者会見には多数の記者が参加し、台湾のメディアも高い関心を示した。土屋公敏元日弁連会長(戦後処理の立法を求める法律家・有識者の会)会長らも同行し、別途「慰安婦」以外の戦争被害者代表らとも意見・情報交換した。

なお、台湾元「慰安婦」補償請求訴訟の判決が15日東京地裁で予定されている(⇒裁判情報参照)。一方、フィリピン下院も8日女性委員会と人権委員会合同で「慰安婦」問題についての公聴会を開き、支援策を検討した。(10/2朝日、中央日報、Taiwan News、8マニラ新聞、ICR)

◆臨時国会18日から57日間。内閣委員長も交代。休会中も参院決算委で「慰安婦」論議

臨時国会は18日召集され、12月13日までの57日間の日程で開かれる。衆参の内閣委員長なども交代し、「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」を継続審議中の参院内閣委員長には小川敏夫議員(民主)が内定した。理事や委員の構成も相当変わるもよう。鳩山代表が再選された民主党の新しいネクスト・キャビネット内閣府担当相に岡崎トミ子参院議員が就任した。閉会中もいくつかの委員会が開催されているが、9月26日の参院内閣委で田嶋陽子議員(社民)が、10月3日の同委で川橋幸子議員(民主)が「慰安婦」問題について川口外相らに質問した。なお、田嶋参院議員は7日社民党を離党し、無所属となった。(各紙から)

◆米対日企業強制労働訴訟、連邦高裁での集中審理始まる

10月7日米カリフォルニア州パサデナの第9地区連邦高裁(控訴裁)で戦時中に日本企業に強制労働させられた米国人元捕虜やアジア各国の被害者が日本企業を訴えた訴訟28件(被告側の請求で州裁から連邦地裁に移管されたが、昨年までに棄却され、原告側が連邦高裁に控訴。本紙310・353号参照)の集中審理が始まった。この日は米国人元捕虜で最初に訴訟を起こした原告のシスター・テニーさん(82)らも傍聴したが、被告と米政府司法省側は「時効不適用を定めた99年カリフォルニア州法は国の外交権の侵害であり、憲法違反。サンフランシスコ講和条約で請求権はすべて消滅した」との主張を展開した。同様の主張は7月11日に同州サンタナの州高裁で行われた米国人元捕虜訴訟の審理でも行われている。同連邦高裁の判断が出るのは数ヶ月先とみられるが、州高裁(控訴裁)の裁定は11月頃には出される見通し。

また韓国系米人鄭在源(チョン・ジ・ウォン)さん(80)が小野田セメント(現=太平洋セメント)を訴えたカリフォルニア州裁の審理(本紙281、352、350号参照)も今月21日に予定されていて成り行きが注目される。(ICR)

◆米軍基地じん肺訴訟も国に2億3100万円賠償命令。「時効」認めず全員救済

7日横浜地裁横須賀支部(須山幸夫裁判長)は、米海軍横須賀基地の日本人元労働者らが作業で石綿(アスベスト)を吸い、じん肺になったとして雇用者の国に総額3億1350万円の損害賠償を求めた訴訟で、「国は安全配慮義務を怠った」として元従業員9人と死亡した3人の遺族8人の原告17人に総額2億3100万円(1人当たり約458~2750万円)の支払いを国に命じた。時効(10年)になるケースの原告らについても「米軍で働いていた原告たちが国の責任を追及すべきことを理解するのは容易でなかった」「原告の特殊な雇用形態を考慮すれば、時効援用は権利乱用にあたる」として国側の主張を退けた。(10/7各紙夕刊)

◆【訃報】日系人強制収容被害補償に尽力したバツィー・タケモト・ミンク米下院議員逝去

ハワイ・マウイ島出身の日系2世。ハワイ大卒、64年から連邦下院議員を12期24年勤めた女性。民主党リベラル派として知られ、性差別・労働・人権・環境問題をテーマにベトナム反戦、日系人強制収容補償問題などで活発に働いたことで有名。11月の中間選挙でも再選が確実視されていた。9月23日水痘と肺炎のためハワイ州立病院で逝去。享年74歳。

■＜案内＞「慰安婦」問題の早期解決を求める第64回サイレント・デモ

10月16日(水)11:30、参議院議員会館前。13:00 全国会議員に資料配布予定。呼びかけ=「慰安婦」問題の立法解決を求める会 T03-3262-6646、F03-3237-0287。

■＜案内＞恒久平和調査局設置法案の早期成立をめざす公開研究会—戦時史料公開の現状

10月18日(金)14:00、衆院第2議員会館第4会議室、「海外の事例から—ナチス・ドイツ関係史料公開の現状」芝健介(東京女子大教授)、参加費=無料。主催=恒久平和国際フォーラム事務局 T/F3288-2560。

■＜案内＞いまこそ問う『過去の克服—アジアにおける恒久平和を求めて』

10月19日(土)11:00、発明会館ホール(焼ノ門)、「日中共同声明の基本精神」王效賢(中日対外友好協会副会長)、13:00 パネル討論/マンフレート・グライガー(フォルクスワーゲン社)、石田勇治(東大助教授)、劉傑(早大助教授)、司会=矢野久(慶大教授)・川上詩朗(弁護士)、参加費=千円。主催=過去を克服しアジアにおける恒久平和を築くための提言懇談会 T03-3832-4521。

■＜案内＞朝日フレンドシップ in 神戸—歴史の真実を知ること伝えることの尊さを学ぶ

10月19日(土)13:30、兵庫県中央労働センター視聴覚室(地下鉄「県庁前」)、「従軍慰安婦」問題報告/伊藤孝司(フォトジャーナリスト)、パネル討論/ピースポート他、参加費=500円。主催=留学同兵庫県本部 T078-251-0064/090-9092-5350。

■＜資料紹介＞吉見義明講演録「従軍慰安婦(日本軍性奴隷)問題の現在

7月に福岡で行われた講演の記録。資料付。編集=戦後責任を問う・関釜裁判を支援する会、発行=「つくる会」教科書を許さない市民ネットワーク・福岡。85版42頁、定価=400円(送料180円、3部以上無料)。申込先⇒F092-713-1880(花房)

【裁判情報】●日鉄大阪裁判控訴審判決延期:10月8日に大阪高裁で予定されていた判決は11月19日に延期。●中国人強制労働福岡訴訟控訴審始まる:10月4日福岡高裁で控訴審第1回公判が開かれ、原告の高国棟さん(76、河北省在住)が「国はきちんと責任を認め、謝罪してほしい」と意見陳述した。国側は「賠償問題は解決済み」と主張し、三井鉱山側も国との共同不法行為を否定している。＜予定＞●10月15日(火)13:15台湾元「慰安婦」判決公判、東京地裁 627号(12:45 傍聴抽選、14:00 デモ、16:00 報告集会/弁護士会館 1003室)。●10月16日(水)15:00 三菱広島元徴用工裁判控訴審第11回公判、広島高裁。

戦後補償実現！ F A X 速報 No. 394 2002.10.22

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 4-5-16-301
■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217 ■URL: members.aol.com/sengohoshofax
■受信料：月額 500 円 (切手可) ■郵便振替：00130-6-172084 「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店 (普通) 013-1173765 同 ■E-mail: cfrtyo@aol.com

◆台湾元「慰安婦」訴訟、東京地裁が事実認定もせず棄却。台湾立法院は法案支持決議へ

15 日東京地裁 (寺尾洋裁判長/朝香紀久雄裁判長代読) は台湾の元「慰安婦」9 人 (内 2 人は逝去し、遺族が継承) が日本政府に公式謝罪と 1 人 1 千万円の賠償を求めた訴訟で、原告側の訴えを退け、請求を棄却した。事実認定も行われず、被害事実を認め始めた最近の地裁レベルでの流れにも逆行する判決となった。判決は、「国際法は被害者個人が加害国に直接請求する権利を認めていない。当時、国の賠償責任について規定した法律が存在せず、不法行為責任は追及できない (国家無答責)」とし、立法不作為も否定した。原告側は控訴する。草椅子で判決後の抗議デモにも参加した原告の黄阿桃さん (81) は記者会見で「日本は無責任だ。すでに原告 2 人が亡くなっている。早く良心的な解決を」と訴えた。鄭陳桃 (79) さんも「私は通学途上で連行された。今も悲しみと恨みで一杯だ。負けずに上訴して闘う」と涙ながらに語った。台湾側弁護士の王清峰台北市婦女救援社会事業基金会元理事長は、「失望した。日本自身の名誉回復の機会を逸した。今後は日本の国会での立法が一層重要になる」と述べ、裁判と併行して立法解決を重視する姿勢を明らかにした。被害者らは 16 日に「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」の提案者の岡崎トミ子参院議員らを議員会館に訪ね、早期解決への協力を要請した。

なお、8 日台湾立法院に江綺雯外交委員長らが日本の「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」を支持する決議案を提出し、すでに 15 日に採択されたもよう。立法院長 (連戰) の署名を得て発効・発表される予定。(10/15 共同・時事、16 朝日、毎日、Taipei Times、ICR)

◆臨時国会始まる。本格論議は補選後・月末から。オランダ対日道義補償請求財団も要請

臨時国会は 18 日召集され、12 月 13 日までの会期で日朝交渉や金融などを中心にした論戦が始まった。予算委員会以外の各委員会での本格的な審議は 27 日の統一補選後からとみられる。戦後処理の立法を求める法律家・有識者の会、「慰安婦」問題の立法解決を求める会などは一斉にロビー活動を開始した。参院内閣委で継続審議中の「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」については、与党側への働きかけが重要とみられる。なお、来日中のオランダ対日道義請求補償財団のユングスラガー法律顧問らは 17 日鳩山由紀夫民主党代表に会い、早期解決への協力を要請したほか、16・17 日エヒベルト・ヤーコプス駐日オランダ大使、吉川春子参院議員、神林共弥全国抑留者補償協議会会長らにも協力を要請した。(ICR)

◆ドイツ強制労働補償基金受給者が 100 万人を超える。

16 日ドイツ強制労働補償基金「記憶・責任・未来」は、昨年 6 月から開始した補償金の支払い (本紙 340 号参照) が同日までに 100 万人を突破したと発表した。総額 18 億 1 千万ユーロ (約 2200 億円) が 1,035,110 人に支払われ、1 人当りの平均額は約 1750 ユーロ (約 21 万円)。受給者が多かったのはポーランド約 38 万 4 千人、ウクライナ約 27 万 5 千人、ユダヤ人被害者の世界的な窓口であるユダヤ人請求協会 (JCC) 約 10 万 8 千人など。ドイツ政府とドイツ企業約 6500 社が折半で昨年までに計 100 億マルクを拠出していた。(10/17 共同)

◆第3次厚木基地訴訟国に27億円賠償命令。米軍基地じん肺訴訟は「時効」の5人国側控訴

米海軍と海上自衛隊が使用している厚木基地の騒音をめぐって周辺住民4951人が国に総額約92億円の損害賠償を求めた「3次厚木基地騒音訴訟」で、16日横浜地裁(岡光民雄裁判長)は「うるささ指数」(W値)75以上の区域で受忍限度を超えているとして4935人に計約27億4800万円の支払いを命じた。一方、7日横浜地裁横須賀支部で判決のあった米海軍横須賀基地日本人元労働者らのじん肺訴訟(本紙前号参照)で18日国は時効の完成していない12人については責任を認め、控訴を断念。時効完成を認定されながら救済を命じられた5人(内遺族3人)については同日東京高裁に控訴した。また、21日には濃縮血液製剤「フィブリノゲン」などでC型肝炎に感染したとして被害者16人が国と製薬会社3社を相手取って総額約9億円の損害賠償を求める訴訟を東京・大阪地裁に起こした。(10/16~22各紙)

◆「拉致」と核開発で日朝交渉急進展は困難か。日朝交渉と戦後処理のあり方めぐり議論も

「拉致」に続いて核開発計画を北朝鮮が認めた結果、混乱が広がり日朝国交正常化交渉はかなり時間を要する見通しとなってきた。20日社民党広島県連大会で挨拶した朝鮮総連広島県本部の金鎮煥(キムジンファン)委員長は「北には2千人の被害者がおり、私も胎内被爆者。核開発は容認できない」との見解を示した。また、22日広島の秋葉忠利市長も核兵器開発を即刻中止するよう求めた抗議文を金正日総書記にあてに送った。今年5月平壤で開かれた「日本の過去の清算を求めるアジア地域地域シンポジウム」参加者らが26日下記の集会を開く。

＜ご案内＞緊急討論集会「『日朝平壤宣言』と戦後補償を考える」

- 10月26日(土)18:00~21:00 ●資料代=千円(学生500円)
- 東京ボランティア市民活動センター会議室(飯田橋セントラルプラザ10F)
- 発言=大澤文護(毎日新聞前ソウル支局長)、金石範(作家)、荒井信一(日本の戦争責任資料センター代表)、土屋公献(元日弁連会長)、張完翼(韓国太平洋戦争被害者補償推進協議会共同代表・弁護士)、朴容福(指紋カードをなくせ!1990年協議会)、有光健(戦後補償ネット)、金英姫(司会)、ほか。
- 主催=戦後補償実現J=K(日本=コリア)ネットワーク <会場からの発言も歓迎>
- 協賛=戦後補償ネットワーク・リドレス国際キャンペーン T03-3237-0217、F03-3237-0287

■＜案内＞報告会「国連人権小委員会における日本軍「慰安婦」問題」

10月27日(日)14:00、名古屋YWCA、報告=前田朗(東京造形大教授)、会費=500円、主催=旧日本軍による戦時性的被害女性を支える会 T052-961-7707(名古屋YWCA 気付)。

■＜案内＞朝鮮人強制連行真相調査団全国交流集会「今、朝鮮人強制連行調査は」

10月28日(月)14:00、中央大学駿河台記念館(お茶の水)、第1部/最近の調査から、第2部/「平壤宣言」の意義と課題、荒井信一(茨城大名誉教授)、第3部/「平壤からの告発」伊藤孝司、資料代=800円(学生500円)。40万人分の名簿公開も(13:30~17:30)。主催=朝鮮人強制連行真相調査団 T03-3709-2970。

■＜図書紹介＞『続・平壤からの告発—日本軍「慰安婦」・強制連行被害者の叫び』

太平丸、強制連行・奴隷労働、羅南陸軍「慰安所」、今年5月の平壤シンポジウムなどの報告した前著の続編。文・写真=伊藤孝司、風媒社ブックレット12。定価=800円。戦後補償ネットでも取扱中(送料1冊210円)、申込先⇒F03-3237-0287。

【裁判情報】●米國小野田訴訟公判延期：10月21日に予定されていたカリフォルニア州裁での公判は11月4日に延期。＜予定＞●10月31日(木)10:00 遺棄毒ガス・砲弾被害第2次訴訟、東京地裁709号(最終弁論=予定)。

戦後補償実現！FAX速報 No.395 2002.11.5.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301

■FAX:03(3237)0287 ■TEL:03(3237)0217 ■URL: members.aol.com/sengohoshofax

■受信料：月額500円(切手可) ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」

■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 ■E-mail:cfertyo@aol.com

◆朝鮮人軍人軍属未払い賃金など約9万人分東京法務局に供託した資料発見

10月28日朝鮮人強制連行真相調査団(日本人側代表＝鈴木二郎都立大名誉教授)は、外務省外交史料館に保存されていた旧厚生省の朝鮮人遺骨送還関係資料(2000年12月に公開)の中から、1956年当時、朝鮮人軍人軍属に対する未払い賃金や手当など89,588人分約9,131万円が東京供託局(現東京法務局)に供託されていたことを示す資料を発見したと、東京で開かれた全国交流集会で発表した。厚生省引揚援護局が作成した「朝鮮出身のものの陸海軍軍人軍属(含死亡者)に対する給与について」と題する文書で、未払い給与、賞与、各種手当、帰郷旅費、遺骨引取り経費、葬祭料などが含まれ、復員した朝鮮人は陸海軍合わせて70,121人分44,941,748.05円、死亡者18,370人分46,374,367円の記載があった。日本政府は94年以降台湾の元軍人軍属に未払い賃金を額面の120倍で支払っているが、同じレートで換算するとこの供託金額は現在約109億円になる。しかし、自衛隊員の給与などと比較するとスライド率は1600から1700倍という指摘もあり、支払事業の終了した台湾でも不満がくすぶっている。従来、日本政府は軍人軍属などの供託金総額について「資料がない」と答弁してきた。法務局に供託されて10年たつと権利が消滅し、国庫に納付されるが、法務省は供託後10年を経過した58年に供託金保管を徹底させる通達を出している。法務省は「韓国関係は(請求権が)完全に消滅しているが、供託者が韓国籍か北朝鮮か不明で、国庫納付手続きをとってない」(92年4月10日衆院法務委答弁)と説明していた。今後、日朝国交正常化交渉の中でも取り扱いが注目される。(10/28共同・朝日夕刊)

◆朝鮮人強制連行真相調査団が朝鮮人強制連行者名簿約23万6千人分を公開

朝鮮人強制連行調査団は、28日これまで収集した朝鮮人強制連行者名簿235,806人分を公開した。日本国内や米国、韓国、北朝鮮で調査・収集してきたもので、政府、企業、自治体などが作成・提供した名簿などから確認した。日本政府が名簿や資料を公開すれば、今後数字はさらに増えるとみられる。問合せは同調査団(T03-3709-2970)へ。(10/28朝日)

◆参院内閣委・衆院厚生労働委などで「慰安婦」・戦後処理めぐる議論始まる

11月5日参院内閣委員会で行われた一般質問で、岡崎トミ子(民主)・川橋幸子(同)・吉川春子(共産)議員が「慰安婦」や戦後処理問題を取り上げ、福田官房長官を相手に質疑を行った。岡崎議員は、休会中に被害国を訪れた報告を行い、いずれの国の被害者も一様に日本の公式謝罪と個人補償を要求し、議会関係者も含めて同委員会で審議中の「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」を支持していることを紹介、日本政府の対応を求めた。また、上記強制連行名簿や供託金資料の発見にも触れて、内閣官房に総合的に戦後処理を担当する窓口を早く設置するよう求めた。川橋議員も日朝交渉に関連して「しっかりした国の責任での補償を日本から提案すべき」と求めた。これに対し福田官房長官は、「『慰安婦』問題についてはこれまでも繰り返し“お詫びと反省の気持ち”を表明し、『女性のためのアジア平和

国民基金』をとおして最大限の努力を行ってきた」「北朝鮮の元『慰安婦』については、平壤宣言に基づいて日本として何を行っていくかを考える。拉致とはまったく別で、日朝関係全体の文脈の中で検討する。平壤宣言は双方の請求権放棄を明記している」などと答弁した。吉川議員は「日本政府が謝罪していないため、被害者の心の傷が癒されていない」ことを強調し、被害者に直接謝罪するよう求めた。また昨年8月に国連社会権規約委員会が行った勧告(本紙 350 号参照)を受け入れるよう求めたが、官房長官は「検討させていただきたい」と回答するに留まった。

一方、1日衆院厚生労働委員会では、小沢和秋議員(共産)がシベリア抑留について質問。3月の質疑でGHQ文書について確認を求めた件(本紙 374・375 号参照)の回答を求めたが、坂口厚生労働大臣は「外務省と協議していない。近く外務大臣と話をする」と述べるに留まり、答弁は先送りされた。いずれも今後の本格的な論議が期待される。なお、元シベリア抑留者で組織する全国抑留者補償協議会(仲林共弥会長)は、未払い賃金の支払いと補償を求めて11月22日(金)衆議院議員会館前で抗議の座り込み行動を予定している。

◆再び動き出した米対日訴訟・小野田セメント訴訟も公判開き双方の主張を聴取

4日米カリフォルニア州控訴審で韓国系米国人の鄭在源(チョン・ジユン)さんが戦争中に朝鮮小野田セメント工場で強制労働させられたとして太平洋セメントに補償を求めた訴訟(本紙 281, 352, 360 号参照)のヒアリングが行われ、原告・被告・連邦政府・州政府の代理人が意見陳述した。90日以内に裁定が出る予定。昨年9月の同時テロの影響もあり、米国での対日訴訟の審理が一時停滞していたが、今年夏頃から逐次動き出している(本紙 393 号参照)。ワシントン連邦高裁で行われている日本政府を相手取った「慰安婦」訴訟の控訴審も12月12日に公判が予定されている。中間選挙を経て、捕虜問題などで米連邦議会の動きも加速する可能性がある。日本のメディアも「毎日」が9月29日付1面で在米中国人の訴訟を取り上げ、10月24日付で元米兵捕虜のインタビューを掲載するなど米国訴訟の動きを注視し始めている。戦後補償ネットワークでは7日に米国訴訟などをウォッチしている徳留絹枝さんを招いて米国訴訟と議会の最近の動きについての勉強会を下記のとおり開く。

＜懇談会のご案内＞戦後補償・米国訴訟と議会の最近の動きについて

- 11月7日(木)19:00～21:00 ●報告＝徳留絹枝さん(在米リサーチャー)
- 内神田社会教育会館 7F 第2集会室(JR/地下鉄「神田」・「大手町」下車5分、千代田区立総合体育館上、T03-3265-8447) ●会場費＝500円
- 主催＝戦後補償ネットワーク＋千代田・人権ネット T03-3237-0217、F03-3237-0287

■＜資料紹介＞討論集会『日朝平壤宣言』と戦後補償を考える』資料集

10月26日東京で行われた上記討論集会(本紙前号案内欄参照)の資料集。B4版35頁。残部僅少。頒価＝800円(郵送料込)。申込先⇒F03-3237-0287 戦後補償ネット。

【裁判情報】＜報告＞●浮島丸訴訟控訴審原告本人尋問：10月24日大阪高裁で浮島丸訴訟原告の李金珠さん(81)らが、「原告は高齢で死亡したり体調を崩している。世紀を超えた“恨”の歴史に終止符を」と訴えた。12月12日にも結審の予定。

＜予定＞●11月13日(木)13:15 海南島戦時性暴力被害者訴訟第5回公判、東京地裁 627号。●11月19日(火)14:00 日鉄大阪裁判控訴審判決、大阪高裁 202号。●11月26日(火)15:30 劉連仁控訴審第3回公判、東京高裁 101号。

「わづかですが」の 償いの気持ちが



1995年以来、フィリピン、韓国、台湾の元「慰安婦」の方々285名へ償いの気持ちをお届けしました。

基金にご協力いただいた国民のみなさまに心より感謝申し上げます。

基金は公益財団法人です。これからも国内外の女性の人権に関する問題に取り組みます。

報告会へのご参加をお待ちしております。

(アジア女性基金事業報告会)

2002年11月29日(金) 18時00分～20時30分

東京ウィメンズプラザ・ホール(東京都渋谷区神宮前5-53-67 地下鉄表参道駅、徒歩5分) 参加無料 定員250名

報告者: 村山富市(理事長)

理事、運営審議会委員、呼びかけ人、他出席

お問い合わせ・お申込み

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)

TEL.03-3583-9322 FAX.03-3583-9321 <http://www.awf.or.jp> e-mail: info@awf.or.jp

——パネリスト——

小倉紀藏

おぐら・きざう 1959年東京生まれ。東海大学外国語教育センター助教授。NHKテレビ「アンニョンハシムニカ? ハングル講座」講師。ソウル大学哲学科博士課程修了

金恵京

きむ・へぎょん 1975年ソウル生まれ。早稲田大学大学院アジア太平洋研究科国際法専攻博士課程。明治大学卒業。滞日8年

李敬宰

いー・きょんじえ 1954年大阪生まれ。1972年設立した「高槻むくげの会」会長。飲食店経営

道上尚史

みちがみ・ひさし 1958年大阪生まれ。外務省経済局国際経済第二課長。98年から2000年まで在韓国大使館勤務

高崎宗司

たかさき・そうじ 1944年茨城生まれ。津田塾大学教授。日本・朝鮮近現代史

饗庭孝典

あえば・たかのり 1933年東京生まれ。早稲田大学講師。日韓文化交流会議委員。元NHKソウル特派員

伊勢桃代

いせ・ももよ 東京生まれ。アジア女性基金専務理事・事務局長。1969年より国際連合本部、国連大学事務局長を経て現職

——構成——

- セッション1.
日韓W杯現象、ポストW杯を、どのように見るか
- セッション2.
「慰安婦」問題など、日韓で歴史・過去をどのように語り、扱ってきたか
- セッション3.
日韓の対話でとるべき態度、視点。コミュニケーションの今後

*日本語による

日本と韓国 過去の記憶と 未来への対話

公開フォーラム

W杯現象そしてポスト・W杯：人びとがわいた日韓交流は、定着していくのだろうか。これまで日韓（アジア諸国）の間で、いつも「重し」になってきた歴史、過去。「慰安婦」問題でもさまざまな意見が出たが、その語り方や扱い方を、いまこそ問い直す時ではないか。日本語を話す韓国人と、韓国語を話す日本人、そして相手国を体験的によく知る人たちが集まり、新しい日韓・コミュニケーションのあり方をじっくり語り合う。

2002年11月16日(土)

13:00～16:30 (12:30 開場)

上智大学6号館310室 (四ツ谷駅3分)

参加無料 (定員200人) *申し込みはメール、ファクス、電話で



新宿方面

JR・地下鉄
四ツ谷駅

御茶ノ水方面

上智大学
(教会)

こうじま5
麹町方面

主催 財団法人女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金)

tel.03-3583-9346 fax.03-3583-9347 info@awf.or.jp http://www.awf.or.jp

後援 外務省

論点

- 年間370万人の日韓往来、盛んな修学旅行。W杯サッカー共同応援、POPS、漫画、アニメ、韓国映画、韓国食人気、日本語・韓国語熱。——ネット時代、日韓新世代の変化をどうみるか。
- 「慰安婦」問題はじめ過去の記憶、歴史・民族意識の違い。韓国をめぐって日本で起こる〈良心派〉〈嫌韓派〉の色分け。——韓国と日本の過去・歴史の語り方・扱い方を見直す。
- 日韓の間の糾弾と反発、知識と感情のもつれを整理。——日韓の問題を整理し、これからのつきあい方、コミュニケーションをさぐる。

プロフィール

小倉紀蔵

おぐら・きぞう 1959年東京生まれ。東海大学外国語教育センター助教授。NHKテレビ「アンニョン ハシムニカ? ハングル講座」講師。1983年東京大学ドイツ文学科卒。電通勤務。1995年ソウル大学哲学科博士課程修了。著書『韓国は一個の哲学である』『韓国人のしくみ』講談社現代新書、『韓国、ひき裂かれるコスモス』平凡社

金恵京

きむ・へぎょん 1975年ソウル生まれ。早稲田大学大学院アジア太平洋研究科国際法専攻博士後期課程。修士論文「『慰安婦』問題に対する国際法的考察—国家責任と個人の刑事責任を中心に」、ほか日韓会談についての論文等。明治大学法学部留学・卒業、米国生活を経て早稲田大学大学院。国会で研修。滞日8年

李敬宰

いー・きょんじえ 1954年大阪生まれ。高槻むくげの会会長。飲食店経営。大阪・高槻市で、韓国・朝鮮人など多国籍の人びとと日本人の共生社会をめざして活動。「高槻むくげの会」は1972年創立、ことし30周年

道上尚史

みちがみ・ひさし 1958年大阪生まれ。外務省経済局国際経済第二課長。東京大学法学部卒業、外務省入省、韓国・米国で研修。ハーバード大学修士課程修了。アジア局、経済局を経て98年から2000年まで在韓国大使館勤務。世界経済とアジア政治安保に詳しい。韓国では25回韓国語で講演し本も出版。『日本外交官、韓国奮闘記』文春新書

高崎宗司

たかさき・そうじ 1944年茨城生まれ。津田塾大学教授、日本・朝鮮近現代史。著書「『妄言』の原形—日本人の朝鮮観」木犀社、『朝鮮の土となった日本人—浅川巧の生涯』草風館、『検証日韓会談』、『植民地朝鮮の日本人』岩波書店

饗庭孝典

あえば・たかのり 1933年東京生まれ。早稲田大学講師、日韓文化交流会議委員、東アジア近代史学会副会長。元NHKソウル特派員。饗庭孝典・NHK取材班『朝鮮戦争・分断38度線の真実を追う』(NHKスペシャル)、日本放送出版協会

伊勢桃代

いせ・ももよ 東京生まれ。1969年より国際連合ニューヨーク本部勤務。人事採用・研修部長、国連大学事務局長を歴任。1997年退職しアジア女性基金専務理事・事務局長